

平成25年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成25年2月15日（金）午後2時02分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 平成25年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 議案第3号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について
- 日程第5 議案第4号 瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 日程第6 議案第5号 就学予定者の学校指定（就学区域の弾力化）について
- 日程第7 議案第6号 瑞穂市立小学校及び中学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 意見聴取 瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱の一部を改正する告示について
- 日程第11 意見聴取 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 意見聴取 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 意見聴取 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 意見聴取 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第16 意見聴取 平成25年度瑞穂市一般会計予算について
- 日程第17 意見聴取 平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について
- 日程第18 その他

閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

河 合 和 義

古 川 正 敏

福 野 佐代子

横 山 博 信

○本日の会議に欠席した委員

関 谷 均

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長 高 田 敏 朗

教育総務課長 久 野 秋 広

学校教育課長 和 合 保

学校教育課主幹 堀 幸 子

幼児支援課長 広 瀬 照 泰

幼児支援課総括課長補佐 鹿 野 正 美

生涯学習課長 伊 藤 清 美

生涯学習課総括課長補佐 児 玉 等

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 磯 部 基 宏

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○委員長 皆さんこんにちは。大変寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。本日もニュースでインフルエンザがピークを迎えているとのことでした。後程、本市の状況も報告があると思いますが、子供達の健康状態には十分気をつけながら日々を過ごしていただきたいと思います。また、2月も中旬を迎えまして中学3年生の皆さんは受験を控えていまして大変と思います。特に今年は、入試制度が変わったということで大変危惧しておりますが、子供達の幸せのために最後まで学校の先生に頑張っていただきたいと思います。

本日は、関谷委員が都合により欠席との連絡がありましたので報告致します。只今より、平成25年第2回瑞穂市教育委員会定例会を開催致します。

日程第1 平成25年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○委員長 日程第1 平成25年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成25年第1回教育委員会定例会会議録の承認については承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○委員長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。古川委員にお願い致します。

日程第3 教育長の報告

○委員長 日程第3 教育長より報告を求めます。

○教育長 先程、委員長の話の中でインフルエンザの話がでましたが、先月学級閉鎖等が出まして心配しておりましたが、現在のところは、小規模の発生で治まっております。3月8日には中学校の卒業式、更には高校入試と続きます。今年度は、特色化選抜の制度が無くなり一般入試のみとなります。子供達の不

安な気持ちもありますので、余計に健康に注意して当日を迎えていただきたいと思います。

本日は、沢山の議案等がありますのでよろしくお願い致します。

日程第4 議案第3号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について

○**委員長** 日程第4 議案第3号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第4 議案第3号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、平成25年度瑞穂市保育所嘱託医に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。平成25年2月15日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準第33条の規定により、保育所嘱託医を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第3号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、可決することと致します。

日程第5 議案第4号 瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

○**委員長** 日程第5 議案第4号 瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第5 議案第4号 瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成25年2月15日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、学校保健安全法第23条の規定により、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第4号 瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、可決することと致します。

日程第6 議案第5号 就学予定者の学校指定（就学区域の弾力化）について

○委員長 日程第6 議案第5号 就学予定者の学校指定（就学区域の弾力化）について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第6 議案第5号 就学予定者の学校指定（就学区域の弾力化）について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第13号により、教育委員会の議決を求める。平成25年2月15日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市立小学校及び中学校の就学区域に関する規則第2条2項の規則により、就学予定者の学校を指定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第5号 就学予定者の学校指定（就学区域の弾力化）について、可決することと致します。

日程第7 議案第6号 瑞穂市立小学校及び中学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則について

○委員長 日程第7 議案第6号 瑞穂市立小学校及び中学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第7 議案第6号 瑞穂市立小学校及び中学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則について、瑞穂市立小中学校及び中学校

の就学区域に関する規則を一部改正したいので、教育委員会の議決を求める。
平成25年2月15日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、
就学区域の弾力的運用制度について廃止するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

上位法に定められている手続き等のことは入れなくても良いのですか。

○学校教育課長 ご指摘のとおり、規則だけ見ると認められないと読み取られますので、再度検討させていただきたいと思います。学校教育法施行令第8条の指定学校の変更ということで制度がありますので、そのことに関わって条文が必要であれば加えたいと思います。

○委員長 一度検討してください。

その他ご質疑ございませんか。

日程第7 議案第6号については、継続審議することと致します。

日程第8 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について

○委員長 日程第8 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第8 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成25年2月15日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、平成25年第1回瑞穂市議会定例会の議案について、教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

運営については、従前どおりですか。

○幼児支援課長 運営につきましては、従前どおりです。ただし、保育料につきまして、負担金または使用料など様々な位置づけがありますが、今まで督促状は出していませんでした。滞納整理についても保育所または市職員で行って

いました。しかし、今後、これらの保育料については、地方公共団体の法的債権ということで、督促状を発送して不公平感のないような対応をとっていきたいと思います。扱いとしてはお金をお支払いしていただいている方には、強い対応をとっていきたいと思います。その部分のみ対応が変わってきます。

○委員長 第6条は一日の料金ですか。

○幼児支援課長 別表第1（延長保育料）については、月額料金で、別表第2（一時預かり事業保育料）については、一日当たりの料金です。

○福野委員 普通保育時間は何時から何時でしたか。

○幼児支援課長 原則午前8時から午後4時です。

○委員長 その他ご質疑ありませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第9 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○委員長 日程第9 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第9 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成25年2月15日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、平成25年第1回瑞穂市議会定例会の議案について、教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

○古川委員 これはどのような機関ですか。

○幼児支援課長 次世代育成及び子ども・子育ての総合的なことを審議する機関です。

○古川委員 委員の20人にはどのような方がみえますか。

○**幼児支援課長** 保健・医療・福祉・教育・地域活動団体等次世代支援又は子ども・子育て支援に関係する者。また、市内に居住し、市内の事務所に勤務し又は市内の大学に在学する18歳以上の者が委員選考基準となります。具体的には、朝日大学教授、保育所保護者代表、幼稚園保護者代表等の方です。

○**福野委員** 分からない者同士の審議ではなく、現場の実態等を知り尽くした方達で審議していただきたいと思います。

○**委員長** その他ご質疑ありませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第10 意見聴取 瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱の一部を改正する告示について

○**委員長** 日程第10 意見聴取 瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱の一部を改正する告示について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第10 意見聴取 瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱の一部を改正する告示について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成25年2月15日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、子育て支援事業の巡回指導員の職種を廃止するとともに、チーフとして勤務させることとした者に賃金の加算を行いたいので、市告示の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

チーフは何人ですか。

○**幼児支援課長** 各クラブ1人で計7人です。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第10 意見聴取 瑞穂市補助職員の雇用、労働

条件等に関する要綱の一部を改正する告示について、承認することと致します。

日程第 1 1 意見聴取 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について

○委員長 日程第 1 1 意見聴取 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第 1 1 意見聴取 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成 2 5 年 2 月 1 5 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市生津ふれあい広場の整備に伴い、施設名称、使用料等を改め、瑞穂市穂積テニスコート及び瑞穂市巢南テニスコートを体育施設から除外するため、市条例の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 1 1 意見聴取 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第 1 2 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について

○委員長 日程第 1 2 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第 1 2 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成 2 5 年 2 月 1 5 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市生津ふれあい広場の整備に伴い、穂積北中学校テニスコートを学校開放施設から除外するため、市条例の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第12 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第13 意見聴取 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長 日程第13 意見聴取 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○幼児支援・生涯学習課長 日程第13 意見聴取 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成25年2月15日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、権限移譲による社会福祉法人に対する指導監査のための社会福祉法人特別監査員並びに市文化財等の整理及び利活用を図るための郷土歴史研究指導員の設置並びに図書館長嘱託員の廃止に伴い、市条例の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

○古川委員 郷土歴史研究指導員は図書館長も兼務するのですか。

○教育長 図書館長嘱託員は廃止します。現在の図書館長の前までは市職員で館長を置いていましたが、人員削減等の理由で嘱託員に移行した経緯があります。嘱託員では館の運営がうまくいかないとの議会からの指摘もあり、来年度からは市職員にて館長を置きます。ただし、市文化財・歴史資料の発掘、収集・企画展などの成果はあったということで、新年度は、別に生涯学習課付けで市文化財・歴史資料の発掘、収集・企画展などの業務を嘱託員として位置付けるということです。

○委員長 館長を置き、更に嘱託員を置くということは行政改革になっていない

ような気がします。

○生涯学習課長 現在、図書館の職員数は、館長とは別に事務や図書館の運営に関わる業務で嘱託員を交付金により1名置いています。来年度からその交付金が無くなるということで、現在より1名減となります。従って、館長職と嘱託員の2名が減となり、館長職に職員を1名置くということなので、全体の人員数は増とはなっていません。

○委員長 社会福祉法人に対する指導監査ですが、位置付けとしては指導する立場ということですか。

○幼児支援課長 指導する立場です。

○委員長 監査に市は関わらなくて良いのですか。

○幼児支援課長 勿論、市も現場を確認しますし、監査にも立ち会います。特別監査指導員というのは、税理士、公認会計士を想定しています。簿記などの専門知識を行政職員は持っていません。更に社会福祉法人の経理は複雑なものですので、そこをお願いするということです。県から事務が下りてくる際に、県も同様な位置づけをしているということで伺っています。

○委員長 職員は指導する立場でいると思います。それを任せてしまうということは職員がいる意味が無くなってしまうと思います。実情を知ることが必要だと思います。

○幼児支援課長 県から下りてくる事務の中に一般的監督というものがあります。この一般的監督とは、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうか確かめるため、必要があると認められるときは、社会福祉法人からその業務または会計の状況に関し報告を徴し、また、当該職員に社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査をさせることができる。この当該職員が先程から言っている特別監査指導員です。ですから税理士、公認会計士へ委託をするということではなく、そのような人に市の職員になっていただくということです。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第13 意見聴取 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、承認すること

と致します。

日程第 1 4 意見聴取 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について

○委員長 日程第 1 4 意見聴取 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第 1 4 意見聴取 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成 2 5 年 2 月 1 5 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、巢南中学校教育振興費として寄附を受けたので、地方自治法第 2 4 1 条の規定に基づき、基金を設置するため、市条例の改正を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

支出は多年度に渡るといいますか。

○教育総務課長 この基金につきましては、運用基金ではなく積立基金であげさせていただきました。学校側としては、自転車駐輪場の増築を検討していただきたいとの要望がありましたので、今後、維持管理計画の中で考えていきたいと思います。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 1 4 意見聴取 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第 1 5 意見聴取 平成 2 4 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 8 号）について

○委員長 日程第 1 5 意見聴取 平成 2 4 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 8 号）について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第 1 5 意見聴取 平成 2 4 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 8 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の

規定により、教育委員会の意見を求める。平成25年2月15日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、平成25年度第1回瑞穂市議会定例会の議案提出について、教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

私立保育所運営費負担金の内容を聞かせてください。

○幼児支援課長 市立保育園の職員は、年数勤めれば一定の給与が上がっていきますが、私立職員の給与は公務員程上がっていかないのが現状です。そこで、長く勤めている職員には在職年数に応じて、給与を増やすというのが民間施設給与等改善費の扱いとなっています。清流みずほについては、平成18年に開所致しまして昨年度5年を迎えましたが、長期で働いている職員が増えましたので、運営費の加算が4パーセントから8パーセントに嵩上げされました。そういう理由で負担金が増額したという経緯です。負担金が増額した分、補助金が減額になっていますので、総額としては多少の増額となっています。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第15 意見聴取 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について、承認することと致します。

日程第16・17 意見聴取 平成25年度瑞穂市一般会計予算及び平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について

○委員長 日程第16 意見聴取 平成25年度瑞穂市一般会計予算について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第16及び17の意見聴取につきましては、新年度予算関係なので併せて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長 結構です。

○教育総務課長 日程第16・17 意見聴取 平成25年度瑞穂市一般会計予算及び瑞穂市学校給食事業特別会計予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成2

5年2月15日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、平成25年度第1回瑞穂市議会定例会の議案提出について、教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

小中学校の生徒児童数削減の当初見積と昨年度の見積とどれくらい変動があったのか。また、図書館の蔵書及び生涯学習事業自主運営費の前年度対比はどのようなになっているのか。要するに配当分が減額になっていますので、それが教材費等々で減額になってはいないかということです。例えば、削減削減ということで予算がないから買わないということで、後で気づいたら教材、蔵書が不足していた。また、自主事業費が減額になったということで、何も事業を行わないとなった場合、図書館及び総合センターの当初の目的である運営がなされなくなるなどのことが起こります。必要なものは必要ということでしっかり市長部局へ要望をしていただきたいと思います。

○古川委員 市全体の予算が15,350,000千円、教育委員会で3,471,162千円で全体に対して22%程ですが、他の市町も同じぐらいですか。

○教育総務課長 各自治体で政策など、投資的な経費により様々だと思います。

○古川委員 教育委員会関連の新年度予算は、前年度と比べると増しているということですか。

○教育総務課長 前年度より22,019千円減となっています。

○委員長 各務原市が普通教室にクーラーを設置するという話を聞きました。将来このような流れになって行くのでしょうか。

○教育長 岐阜市も平成27年度までには全教室設置する計画のようです。

○委員長 当市についても、学校における夏季の暑さ対応に係る試行で夏季休業日をはさむ午前授業の実施の話もありますが、一度検討する必要があると思います。

○古川委員 最近ニュースなどで週休2日制を見直した方が良くはないかと言っていますがどうなのでしょう。

○**教育長** 現在は考えていません。ただし、学校における夏季の暑さ対応に係る試行で夏季休業日をはさむ午前授業の実施を行っていきますので、そのようなことになれば、本市は移行しやすいだろうと思います。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第16・17 意見聴取 平成25年度瑞穂市一般会計予算及び平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について、承認することと致します。

日程第18 その他

○**委員長** 日程第18 その他に入ります。

○**教育次長** 生津ふれあい広場改修工事ですが3月25日完成ということで、現在順調に現場は進んでおります。3月定例会後、委員の皆さんにも現場を見ていただけたらと思います。竣工式については、4月28日で予定していますので、その際にはよろしくお願い致します。

先程、予算でも説明させていただきましたが、来年度から仮称大月運動公園整備事業の予算要望を出しております。そのことにつきましても、現在、関係団体と協議しております。後程、担当課長より説明がありますがよろしくお願い致します。

○**委員長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 学校給食費支払督促について説明します。2月1日付けにて、裁判所へ支払督促の申立を行い、現在、7件支払督促の申立を行った内3件が全額納めました。残り4件につきましては、異議申立がない場合は、仮執行宣言付申立の手続きを行い、最終強制執行の予定をしています。

平成25年度岐阜県市町村教育委員会連合会事業計画（案）を資料として配布させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

○**委員長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** ありません。

○**委員長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 3月23日、土曜日に平成24年度保育所保育証書授与式が

行われます。委員の皆様についてはご列席いただきますようよろしくお願い致します。

今日現在の放課後児童クラブ申込状況の資料を配布させていただきましたのでよろしくお願い致します。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 仮称大月運動公園整備事業について説明させていただきます。新年度予算にて、用地購入費、設計料等で115,000千円程の予算要求をしております。整備内容としては、現在、瑞穂市に不足している陸上競技場をメインの施設としながら、市民の方が多様に利用できるような施設にしていきたいと検討しています。陸上競技場につきましては、全天候の陸上トラックが6コース以上、直線路が114メートル以上、トラックの内側に天然芝のフィールド競技場等の第3種に該当する競技場を想定しています。その他には、フットサル・ゲートボール場、管理棟を予定しています。現段階は、計画案ということで、今後、体育協会等色々な方に意見を聞きながら検討していきたいと思っております。また、教育委員の皆様にも意見をお聞きしながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

次回の会議ですが、平成25年3月8日、金曜日、午前11時30分から臨時会ということでよろしくお願い致します。

閉会の宣告

○委員長 本日は、第2回定例会長時間ご審議いただきましてありがとうございます。これにて定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後5時32分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年3月8日

瑞穂市教育委員会 委員長

河合和義

委員

吉川正敏

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。